

議案第12号

北九州市いじめ問題専門委員会委員の任命について

北九州市いじめ問題専門委員会委員を次のとおり任命する。

令和6年6月27日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市  
条例第42号）第3条の規定に基づき任命した委員の辞任に伴い、  
新たに委員を任命する必要があるので、この案を提出する。

# 北九州市いじめ問題専門委員会について

## 1 委員会の概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項において、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができると規定されたことを踏まえ、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号）に基づき、教育委員会の附属機関として設置したものの。

## 2 所掌事務

教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること
- (2) 学校におけるいじめの報告に係る事案に関すること
- (3) いじめにより児童等の生命、心身等に重大な被害が生じる疑いがある場合など重大事態に関すること

## 3 設置年月日

平成26年7月30日

## 4 組織構成

- (1) 委員 定数6人以内
- (2) 臨時委員 いじめの重大事態の調査審議に必要があるときに置く。
- (3) 対象 学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

## 5 任期

- (1) 委員 2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）
- (2) 臨時委員 調査審議が終了したときは解任される。

## 6 会議の開催

年3回程度

（ただし、上記の「重大事態」等の関する会議は必要に応じて開催）

北九州市いじめ問題専門委員会 委員

【任命する委員】

氏 名	役 職
山下 博徳	北九州市医師会 理事

任期（前任者の残任期間）

令和6年6月27日から令和6年7月29日まで

【参考（前委員）】

氏 名	役 職
三好 恵	北九州市医師会 理事

解任年月日

令和6年6月26日

# (案)

## 北九州市いじめ問題専門委員会 委員名簿 (改選後)

(五十音順、敬称略)

職務等		氏名	性別	所属等	備考
学識経験者	精神保健福祉に精通する学識経験者	いまむら こうじ 今村 浩司	男	西南女学院大学	
弁護士	刑事弁護、特に少年事件について経験豊富な弁護士	うえの なおき 上野 直生	男	福岡県弁護士会	
臨床心理士	児童生徒の臨床心理について高度に専門的な知識と経験を有する臨床心理士	かしま えりこ 嘉嶋 領子	女	福岡県臨床心理士会	
保護者代表	市PTA協議会が推薦する役員	ふくだ ゆりか 福田 百合加	女	市PTA協議会	
医師	北九州市医師会が推薦する医師	やました ひろのり 山下 博徳	男	北九州市医師会	新任
弁護士	刑事弁護、特に少年事件について経験豊富な弁護士	よしだ まい 吉田 麻衣	女	福岡県弁護士会	

※女性参画率 50.0% (3人 / 6人)

北九州市いじめ問題専門委員会 委員名簿 (改選前)

(五十音順、敬称略)

職務等		氏名	性別	所属等	備考
学識経験者	精神保健福祉に精通する学識経験者	いまむら こうじ 今村 浩司	男	西南女学院大学	
弁護士	刑事弁護、特に少年事件について経験豊富な弁護士	うえの なおき 上野 直生	男	福岡県弁護士会	
臨床心理士	児童生徒の臨床心理について高度に専門的な知識と経験を有する臨床心理士	かしま えりこ 嘉嶋 領子	女	福岡県臨床心理士会	
保護者代表	市PTA協議会が推薦する役員	ふくだ ゆりか 福田 百合加	女	市PTA協議会	
医師	北九州市医師会が推薦する医師	みよし けい 三好 恵	男	北九州市医師会	辞任
弁護士	刑事弁護、特に少年事件について経験豊富な弁護士	よしだ まい 吉田 麻衣	女	福岡県弁護士会	

※女性参画率 50.0% (3人 / 6人)

# 北九州市いじめ問題専門委員会条例

## ○北九州市いじめ問題専門委員会条例

平成26年6月25日

条例第42号

改正 令和4年6月27日条例第16号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 特別の事項(前条第3号に掲げるものに限る。以下同じ。)を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(令4条例16・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令4条例16・一部改正)

(委員長)

## 北九州市いじめ問題専門委員会条例

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

4 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令4条例16・一部改正)

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。